

# 社会保障に関する日本国とカナダとの間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律

(平成一八年六月一四日法律第七二号)

## 一、提案理由(平成一八年四月六日・参議院厚生労働委員会)

国務大臣(川崎二郎君) ただいま議題となりました社会保障に関する日本国とカナダとの間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、社会保障に関する日本国とカナダとの間の協定を実施するため、厚生年金保険法を始めとする公的年金各法について、被保険者の資格、給付の支給要件及び給付の額の計算に関する特例を設けるものであります。

以下、この法律案の概要について、御説明申し上げます。

第一は、被保険者の資格に関する特例であります。

カナダから我が国に一時的に派遣された者などは、公的年金各法に関し、被保険者とならないなどの特例を設けることとしております。

第二は、給付の支給要件に関する特例であります。

公的年金各法の給付の支給要件について、カナダの年金制度の保険期間を我が国の年金制度に加入していた期間に算入するなどの特例を設けることとしております。

第三は、給付の額の計算に関する特例であります。

ただいま申し上げました特例により支給要件を満たした場合、我が国の年金制度に加入した期間に応じた額を支給することとしております。

最後に、施行期日であります。協定の効力発生の日としております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

## 二、参議院厚生労働委員長報告(平成一八年四月一一日)

山下英利君 ただいま議題となりました法律案につきまして、厚生労働委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、日本国とカナダとの間で年金制度の適用の調整を行い、二重加入を解消するとともに両国の年金制度への加入期間を通算することを目的とした社会保障に関する日本国とカナダとの間の協定を実施するため、公的年金各法の特例を定めようとするものであります。

委員会におきましては、今回の協定締結による保険料負担の軽減額、今回の協定が医療保険、労災保険等を対象としない理由、これまでの協定の実施状況及び他国との交渉状況等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

三、衆議院厚生労働委員長報告（平成一八年六月六日）

岸田文雄君 ただいま議題となりました両案について、厚生労働委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

……………（略）……………

次に、社会保障に関する日本国とカナダとの間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律案について申し上げます。

本案は、参議院先議に係るもので、日本とカナダ両国の年金制度への二重加入の防止等を目的に締結された社会保障に関する日本国とカナダとの間の協定を実施するため、公的年金各法について、被保険者の資格及び給付の支給要件等に関する特例を設けようとするものであります。

両案は、去る五月三十日本委員会に付託され、三十一日川崎厚生労働大臣から提案理由の説明を聴取し、六月二日に質疑を行った後、採決の結果、両案はいずれも全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。